

全国ライブ配信協同組合準備会 会則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本会は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする事業協同組合を設立するために、必要な調査研究および広報その他一切の共同事業を行うことを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、全国ライブ配信協同組合準備会と称する。

(地 区)

第3条 本会の地区は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県の区域とする。

(事務所の所在地)

第4条 本会は、主たる事務所を千葉県松戸市本町17番11号 芹沢ビル6階に置く。

(公告方法)

第5条 本会は、中小企業等協同組合法に基づく公告に相当する事項およびこの定款で定める公告事項を電磁的方法により公告する。

(規約)

第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約等で定める。

2 規約の設定、変更又は廃止は会長がおこなう。

第2章 事 業

(事 業)

第7条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業および次の事業を行う事業協同組合を設立するための一切の事業を行う。

- (1) 会員の取り扱う知的財産を活用したソフトウェアおよびグッズの共同販売
- (2) 会員の取り扱うソフトウェアの共同製作
- (3) 会員の取り扱うソフトウェアの共同購買

- (4) 会員の取り扱うソフトウェア製作および広告宣伝の共同受注または斡旋
- (5) 会員の取り扱うソフトウェアの共同宣伝
- (6) 会員のためにする事務代行
- (7) 会員の配信するウェブコンテンツに関する市場開拓
- (8) 会員の事業に関する調査・研究
- (9) 会員の事業に関する技術の研究開発
- (10) 会員の新たな事業分野への進出の円滑化を図るための新商品若しくは新技術の研究開発又は需要の開拓
- (11) 会員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- (12) 会員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- (13) 会員の福利厚生に関する事業
- (14) 前各号の事業に附帯する事業

第3章 会 員

(会員の資格)

第8条 本会の会員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える者とする。

(1) 次の要件を備える者

- (1) アプリケーション・コンテンツ・サービス・プロバイダの事業を行う小規模の事業者であること
- (2) 前アに定める事業者になろうとする者
- (3) 前アの要件および本2号ならびに本2項の要件を備える者を組合員とする事業協同組合または事業協同小組合
- (4) その他定款第1条に定める目的を達するために本会の会員となることが適当な者

(2) 本会の区域内に事業の拠点を有する者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者は、会員になることができない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）

- (2) 暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者
- (3) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
- (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(加 入)

第9条 会員たる資格を有する者は、本会の承諾を得て、本会に加入することがで

きる。

2 本会は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

(加入者の出資払込み)

第 10 条 前条第 2 項の承諾を得た者は、第 7 条に基づき設立される事業協同組合の発起人が指定する日までに、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

(相続加入)

第 11 条 死亡した会員の相続人で会員たる資格を有する者の 1 人が相続開始後 30 日以内に加入の申出をしたときは、前 2 条の規定にかかわらず、相続開始のときに会員になったものとみなす。

2 前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

(自由脱退)

第 12 条 会員は、あらかじめ本会に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の 90 日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、第 7 条に基づき設立される事業協同組合に加入しないことを理由に脱退したい会員は、いつでも前二項の通知をすることができる。

(除 名)

第 13 条 本会は、次の各号の一に該当する会員を総会の議決により除名することができる。この場合において、本会は、その総会の会日の 10 日前までに、その会員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期間にわたって本会の事業を利用しない会員
- (2) 出資の払込み、経費の支払いその他本会に対する義務を怠った会員
- (3) 本会の事業を妨げ、又は妨げようとした会員
- (4) 本会の事業の利用について不正の行為をした会員
- (5) 犯罪その他信用を失う行為をした会員
- (6) 第 8 条第 2 項各号の一に該当する会員

(経費の賦課)

第 14 条 本会は、その行う事業の費用（使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く。）に充てるため、会員に経費を賦課することができる。

2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総会において定める。

(出資口数の減少)

第 15 条 会員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終わりにおいてその出資口数の減少を請求することができる。

- (1) 事業を休止したとき
- (2) 事業の一部を廃止したとき
- (3) その他特にやむを得ない理由があるとき

2 本会は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。

3 出資口数の減少については、第 14 条（脱退者の持分の払戻し）の規定を準用する。

(会員名簿の作成、備置き及び閲覧等)

第 16 条 本会は、会員名簿を作成し、各会員について次に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 氏名又は名称（団体または法人会員にあっては、名称及びその代表者名並びに資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数）及び住所又は居所もしくは事業を行う場所

- (2) 加入の年月日

2 本会は、会員名簿を理事長の住所に備え置くものとする。

3 会員及び本会の債権者は、本会に対して、その業務取扱時間内はいつでも、会員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本会は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

4 会員は、次の各号の一に該当するときは、1 週間以内に本会に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称（団体または法人会員にあっては、名称及びその代表者名）及び事業を行う場所を変更したとき
- (2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき。
- (3) 資本金の額又は出資の総額が 1 億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数
が 100 人を超えたとき

(会計帳簿等の閲覧等)

第 17 条 会員は、総会員の 100 分の 3 以上の同意を得て、本会に対して、その業務取扱時間内はいつでも、会計帳簿又はこれに関する資料（電磁的記録に記録された事項を表示したものを含む。）の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本会は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

第 4 章 役員、顧問及び職員

(役員の数等)

第 18 条 役員の数等は、次のとおりとする。

- (1) 会長 1人
 - (2) 理事 3人以上10人以内
 - (3) 監事 1人
- 2 以下各号に該当する者は、役員となることができない。
- (1) 第8条第2項各号の一に該当する者
 - (2) 第8条第1号アに該当しない会員。ただし監事についてはこの限りではない。
- 3 理事の人数は、総会の決議により当面の間、3人を下回ることができる。監事は、総会の決議により当面の間置かないことができる。

(役員任期)

第19条 役員任期は、次のとおりとする。

- (1) 会長 理事会において、総会の同意を得て定める。
 - (2) 理事 2年又は任期中の第1回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第1回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を延長する。
 - (3) 監事 4年又は任期中の第1回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が4年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を延長する。
- 2 補欠（定数の増加に伴う場合の補充を含む。）のため選出された役員任期は、現任者の残任期間とする。
- 3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員任期は、第1項に規定する任期とする。
- 4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

(役員要件)

第20条 本会の役員は、会員又は会員たる団体または法人の役員でなければならない。

(会長)

第21条 上永顕理先生を会長とし、総会において推戴する。

- 2 会長は、会員の指導者として、総会を主宰し、定款の附則を制定改廃し、規約を定め、理事長と協力して本会を代表し、その業務を指揮する。

(理事長及び専務理事の選定)

第22条 理事のうち1人を理事長とし、理事会において選定する。理事会は、専務理事および常務理事をそれぞれ1人選任することができる。

(代表理事の職務等)

第 23 条 理事長を代表理事とする。

- 2 理事長は、本会の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、本会を代表し、本会の業務を執行する。
- 3 任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選定された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。
- 4 本会は、理事長その他の代理人が、その職務を行う際、第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。
- 5 理事長の代表権に加えた制限は善意の第三者に対抗できない。
- 6 理事長は、総会の議決によって禁止されていないときに限り特定の行為の代理を他人に委任することができる。
- 7 本会は、代表理事以外の役員に副理事長その他組合を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。
- 8 本条各項の規定は、会長について準用する。

(監事の職務)

第 24 条 監事は、いつでも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事及び参事、会計主任その他の職員に対して会計に関する報告を求めることができる。

- 2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事の忠実義務)

第 25 条 理事は、法令、この定款及び規約の定め並びに総会の決議を遵守し、本会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員選挙・推戴)

第 26 条 役員は、総会において選挙または推戴する。

- 2 役員選挙は、連記式無記名投票によって行う。
- 3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、役員選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推選の方法によって行うことができる。
- 5 指名推選の方法により役員選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行う。
- 6 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選人とするかどうかを総会にはかり、出席者の全員の同意があった者をもって当選人とする。
- 7 会長の推戴は、出席者の全員が宣言して行われなければならない。

(理事及び監事の報酬)

第 27 条 会長および理事は無報酬とする。監事の報酬は総会の議決により決す

る。

(その他の役員、任務員)

第 28 条 本会に、常任役員、事務局長、事務局員その他の任務員を置くことができる。その種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

第 5 章 総会、理事会及び委員会

(総会の招集)

第 29 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は毎事業年度終了後 2 ヶ月以内に理事長が招集し、臨時総会は必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(総会招集の手続)

第 30 条 総会の招集は、会日の 10 日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各会員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

2 前項の書面をもってする総会招集通知の発出は、会員名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知を受ける場所を本会に通知したときはその場所）に宛てて行う。

3 第 1 項の規定による書面をもってする総会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。

4 本会は、希望する会員に対しては、第 1 項の規定による総会招集通知並びに決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提供を電磁的方法により行うことができる。

5 前項の通知については、第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。この場合において、第 2 項中「総会招集通知の発出は」とあるのは、「総会招集通知の電子メールによる発出は」と、同項中「住所」とあるのは「住所（電子メールアドレスを含む。）」と読み替えるものとする。

6 電磁的方法について必要な事項は、規約で定める（以下同じ。）。

7 第 1 項の規定にかかわらず、本会は、会員全員の同意があるときは招集の手続を経ることなく総会を開催することができる。

(臨時総会の招集請求)

第 31 条 総会員の 5 分の 1 以上の同意を得て臨時総会の招集を請求しようとする会員は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出するものとする。

2 会員は、前項の規定による書面の提出に代えて、電磁的方法によりこれを提出することができる。

(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

第 32 条 会員は、第 41 条第 1 項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その会員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の会員でなければ代理人となることができない。

2 代理人が代理することができる会員の数は、総会員の三分の一とする。

3 会員は、第 1 項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。

4 代理人は、代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うときは、書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。

(総会の議事)

第 33 条 総会の議事は、総会員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決する。

(総会の議長)

第 34 条 総会の議長は会長とする。ただし、創立総会についてはこの限りではない。

(緊急議案)

第 35 条 総会においては、出席した会員（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。）の 3 分の 2 以上の同意を得たときに限り、第 41 条第 1 項の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができる。

(総会の議決事項)

第 36 条 総会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 借入金残高の最高限度
- (2) その他理事会において必要と認める事項

(総会の議事録)

第 37 条 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。

2 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- (4) 会員数及び出席者数並びにその出席方法
- (5) 出席理事の氏名
- (6) 出席監事の氏名
- (7) 議長の氏名
- (8) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

- (9) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）
- (10) 監事が、総会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見、総会提出資料に法令、定款違反若しくは、著しく不当な事項があるとして総会に報告した調査の結果又は総会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要
- (11) 監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査の結果の内容の概要

（理事会の招集権者）

第 38 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長以外の理事および会長は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

（理事会の招集手続）

第 39 条 理事長は、理事会の日の1週間前までに、各理事に対してその通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

3 本会は、希望する理事に対しては、第1項の規定による理事会招集通知を電磁的方法により行うことができる。

（理事会の決議）

第 40 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

5 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

（理事会の議決事項）

第 41 条 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会の議長及び議事録)

第42条 理事会においては、理事長がその議長となる。

2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとし、電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名を付するものとする。

3 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- (4) 出席理事の氏名
- (5) 出席監事の氏名
- (6) 出席会員の氏名
- (7) 議長の氏名
- (8) 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名
- (9) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別および賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）
- (10) 理事会の招集を請求し出席した会員の意見の内容の概要
- (11) 本会と取引をした理事の報告の内容の概要
- (12) その他

4 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

(1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項

- ① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- ② ①の事項の提案をした理事の氏名
- ③ 理事会の決議があったものとみなされた日
- ④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(2) 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとした場合には、次に掲げる事項

- ① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
- ② 理事会への報告を要しないものとされた日
- ③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(委員会・協議会)

第43条 本会は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会・協議会を置くことができる。

2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

第6章 会 計

(事業年度)

第44条 本会の事業年度は毎年1月1日に始まり、12月末日に終わるものとする。

第7章 賛助会員

(賛助会員)

第45条 本会は、本会の趣旨に賛同し、本会の事業の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とすることができる。賛助会員は、総会において議決権を有しない。

2 本会の会員であって、中小企業等協同組合法に定める組合員の資格を有さない者は、定款第7条に基づき事業協同組合が設立されると同時に賛助会員となる。

3 賛助会員について必要な事項は、規約で定める。

第8章 事業協同組合への移行

(事業協同組合)

第46条 本会は、事業協同組合の設立のための準備会であり、事業協同組合の設立を最大の目的として事業をおこなう。本会は、事業協同組合を設立しようとしないうまま、事業協同組合の設立の準備に必要な限度を超えて事業を拡大してはならない。

(事業協同組合への移行)

第47条 定款第7条に基づき事業協同組合が設立されるときは、原則として会員はその組合員または賛助会員となる。